の金額をいう。

３　法令等に基づき、又は共済団体の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

７　「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。

８　「代替基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定により計上した額をいう。

９　「指定正味財産」とは、寄付によって受け入れた資産であって、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられているものの価額をいう。

10　「その他有価証券評価差額金」とは、売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）、満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）をいう。

第４　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（共済団体）

（単位：千円）

科　目	金　額
経常収益	
共済掛金等収入	
共済掛金	
再共済収入	
責任準備金等戻入額	
支払備金戻入額	
責任準備金戻入額	
契約者割戻し準備金戻入額	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
その他利息配当金	